

令和元年

御殿場市・小山町広域行政組合議会  
第 2 回 臨時会 会議録

令和元年 8 月 1 6 日 開 会

令和元年 8 月 1 6 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会会議録目次

8月16日

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出欠席議員	3
○説明のために出席した者	3

会 議

○開会・開議	4
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4
○日程第 2 会期の決定	5
○日程第 3 管理者提案理由の説明	5
○日程第 4 議案第7号 御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部を 改正する条例制定について	5
○日程第 5 議案第8号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について	7
○閉 会	10



令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会会議録

令和元年8月16日（金曜日）

○議事日程

令和元年8月16日 午後1時30分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者提案理由の説明

日程第 4 議案第7号 御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部を改正  
する条例制定について

日程第 5 議案第8号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1 番 勝 亦 功 君	2 番 勝間田 博文 君
3 番 黒 澤 佳壽子 君	5 番 杉 山 護 君
6 番 室 伏 勉 君	7 番 佐 藤 省 三 君
8 番 高 橋 利 典 君	10 番 藺 田 豊 造 君
11 番 土 屋 光 行 君	12 番 岩 田 治 和 君
13 番 大 窪 民 主 君	14 番 高 畑 博 行 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管 理 者	若 林 洋 平 君
副 管 理 者	池 谷 晴 一 君
副 管 理 者	勝 又 正 美 君
会 計 管 理 者	鈴 木 秋 広 君
事 務 局 長	勝間田 邦 雄 君
消 防 長	村 松 秀 樹 君
庶 務 課 長	三 輪 徹 君
事務局次長兼資源循環課長	佐 藤 暁 将 君
事務局次長兼衛生センター所長	岩 田 隆 夫 君
管 理 課 長	小 澤 進 君
予 防 課 長	岩 田 誠 君
消防次長兼警防課長	勝間田 誠 司 君

御 殿 場 消 防 署 長	谷 中 修 君
小 山 消 防 署 長	込 山 眞 治 君
御 殿 場 消 防 署 副 署 長	小 林 眞 人 君
御 殿 場 市 副 市 長	瀧 口 達 也 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	井 上 仁 士 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	梶 守 男 君
御 殿 場 市 環 境 部 長	勝 又 裕 志 君
小 山 町 副 町 長	杉 本 昌 一 君
小 山 町 企 画 総 務 部 長	湯 山 博 一 君
小 山 町 住 民 福 祉 部 長	小 野 一 彦 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	込 山 次 保
庶務課総務スタッフ主任	勝 亦 俊 尚
庶務課総務スタッフ主任	小 宮 山 智 士

○議長（大窪民主君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（大窪民主君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（大窪民主君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に議員各位に配付済みであります。

○議長（大窪民主君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において8番 高橋利典議員、10番 藺田豊造議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（大窪民主君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和元年第2回臨時会の会期は、本日8月16日の1日間といたしたいと思っております。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大窪民主君)

御異議なしと認めます。

よって、第2回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長(大窪民主君)

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第7号及び議案第8号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者(若林洋平君)

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会に提出をいたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、条例案、契約案の2件でございます。

以下、議案番号に従い、順次御説明を申し上げます。

それでは、議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

本案は、令和元年10月1日に予定されております消費税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第8号「水槽付消防ポンプ自動車の取得について」御説明申し上げます。

本案は、御殿場消防署に配備しております水槽付消防ポンプ自動車の更新をいたしたく、過日、入札に付した結果に基づきまして、予定価格が2,000万円以上となりますので、議会の議決を経て本契約を締結いたしたく提案するものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。  
慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(大窪民主君)

日程第4 議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長

○消防長（村松秀樹君）

ただいま議題となりました議案第7号について説明をさせていただきます。

資料1 議案書の1ページ及び資料2 議案資料の1ページをお開きください。

改正内容の説明に入ります前に概要について御説明いたします。

危険物の規制事務に関する手数料については、地方自治法第228条第1項において、「全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。」と規定されております。

令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令は、閣議決定を経て、令和元年5月24日付で公布されました。この政令の一部改正に合わせて、御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

この改正は、消費税の税率引き上げにより、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い、それでもなお現行に比して増額となる3件の改正について行うものです。

改正の内容については、議案資料1ページ、2の「改正の対象となる手数料事務」のとおりです。

それでは、新旧対照表で、その内容を説明させていただきますので、議案資料2ページ、3ページをごらんください。

区分につきましては、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所でそれぞれの貯蔵する数量に応じて、手数料の額が下線で示してあります金額に改正され、政令で定める額と同額となっております。

なお、今回この改正の対象となる貯蔵所の施設は、現在、当消防管内にはございません。

附則につきましては、施行日を令和元年10月1日とするものです。

内容説明は以上です。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

日程第5 議案第8号「水槽付消防ポンプ自動車の取得について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長

○消防長（村松秀樹君）

それでは、ただいま議題となりました、議案第8号、水槽付消防ポンプ自動車の取得について御説明いたします。

初めに、資料1 議案書の3ページをお願いいたします。

本案は、平成12年度に取得をいたしました、水槽付消防ポンプ自動車の老朽化に伴い更新をするものでございます。

去る7月30日、5社による指名競争入札の結果、株式会社畠山ポンプ製作所が落札し、過日7月30日に仮契約の締結をいたしました。その予定価格が2,000万円以上となりますので、議会の議決を経て本契約を締結いたしたく、提案するものでございます。



概要につきましては、資料2 議案資料の5ページをごらんください。

まず、車両の主要諸元ですが、車体型式につきましては、消防専用シャシ低床型の4輪駆動、オートマチックトランスミッションで、ダブルキャブオーバー型の乗車定員6名となっております。

全長、全高、車両重量等は、記載のとおりです。

主要な装備につきましては、ホース延長資機材、発電機及び照明器具、3連はしご、空気呼吸器、ドライブレコーダーを装備します。

配備先につきましては、御殿場消防署で、納期につきましては、令和2年2月27日となっております。

以上で、内容の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番（黒澤佳壽子君）

3点、お聞きいたします。

まず、消防ポンプ自動車の耐用年数について。

2番目が、今後、新たなる消防ポンプ自動車の取得予定について。これは御殿場消防署及び各分署においてです。

3つ目が、取得予定の水槽付消防ポンプ自動車の主要装備の（3）に3連はしごと書いてありますが、これは何メートルの高さになるのか、そしてまた、市内の建物を例にして教えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大窪民主君）

警防課長

○警防課長（勝間田誠司君）

ただいま御質問のありました水槽付消防ポンプ自動車についてお答え申し上げます。

まず、消防ポンプ自動車の耐用年数ですが、公的には定められておりませんので、当本部で車両ごとの年数や走行距離、またポンプ性能の劣化等の状況を見きわめて更新をすることとなります。

当本部の一般的な基準といたしましては、12～3年を目安としておりますが、メンテナンスを丁寧に行うなどして、安全に使用できる範囲で車両の延命化に取り組んでおります。その結果、今回の車両については、15年を経過して保安部品の調達が難しく

なっておりましたので、更新するものです。

次の今後の消防ポンプ自動車の取得予定ですが、消防車両を適切な時期に更新するために、およそ15年を経過する車両を対象に、今後10年間の更新計画を策定してございます。計画では、令和3年度に御殿場消防署のはしご車を、また、令和5年度に富士岡分署の水槽付消防ポンプ自動車の更新を予定してございます。

最後の3連はしごですが、これは主に消防隊員が消火活動や救助活動に際し、当該建物に出入りするために使うはしごでございます。最大まで延ばすと約8メートルとなりますので、一般住宅やアパートなどでは3階に到達することができます。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と黒澤佳壽子君)

○議長(大窪民主君)

ほかに質疑はありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(大窪民主君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(大窪民主君)

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(大窪民主君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(大窪民主君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長(大窪民主君)

これより、議案第8号「水槽付消防ポンプ自動車の取得について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大窪民主君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(大窪民主君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和元年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 大 窪 民 主

署名議員 高 橋 利 典

署名議員 菌 田 豊 造